

石川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

— 毎月勤労統計調査年報 —

平成 19 年

石川県県民文化局
県民交流課統計情報室

目 次

毎月勤労統計調査地方調査の説明	1
調査結果の概要	8
統 計 表	
1 指数	
1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額)	12
2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額)	13
3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与)	14
4表 産業別雇用指数	15
2 給与・賞与	
5表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間現金給与額	16
6表 産業別きまって支給する給与	24
7表 産業別臨時給与(賞与)の支給状況	26
3 出勤日数・実労働時間数	
8表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間出勤日数・実労働時間数	27
4 労働者数	
9表 産業別、性別月末推計常用労働者数	39
10表 産業別、性別月末推計パートタイム労働者数	41
11表 産業別入職率・離職率	43
5 その他	
12表 産業別、規模別、就業形態別(一般・パート)の1人平均月間現金給与額・ 出勤日数・実労働時間数	45
付・毎月勤労統計調査特別調査結果	
1 毎月勤労統計調査特別調査の説明	49
2 調査結果の概要	50
1表 産業別、性別、規模別きまって支給する現金給与額	51
2表 産業別、性別特別に支払われた現金給与額・月間出勤日数・1日の実労働時間数・ 常用労働者数	51
3 毎月勤労統計調査の沿革	52
4 調査票(第1種、第2種、特別調査)	53

この調査は、統計法に基づく指定統計(指定統計第7号)であって、雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業((他に分類されないもの)その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し厚生労働大臣が指定した約600事業所について調査を行っている。

調査期間は1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与日現在)としている。

区 分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業所規模	30	5 29
調査方法		
抽出方法	1	29 10 5
調査期間	3	3 1 18 3 6

(1) 調査事項の用語の説明は、次のとおりである。

第1 調査の項目

調査事項	説 明
現金給与総額	
きまって支給する給与	
所 定 内 給 与	
超 過 労 働 給 与	
特別に支払われた給与	3 3
総実労働時間	
所 定 内 労 働 時 間	
所 定 外 労 働 時 間	
出 勤 日 数	
常用労働者	18
一 般 労 働 者	
パートタイム労働者	

第2 集計表の比率等

ア パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

イ 入職率、離職率

入職率とは、調査期間末に、採用、転勤等で入職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

離職率とは、調査期間末に、退職、転勤等で離職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

ウ 賞 与

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般に期末手当、ボーナスと呼ばれている給与のことである。この調査では、6月～8月に賞与として支払われたものを夏季賞与として、11月～翌年1月に支払われたものを年末賞与として、第一種事業所(規模 30人以上)を集計・公表している。

なお、第二種事業所(規模 5～29人)の調査については、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ換えるので、正確な賞与集計ができないため、事業所規模5人以上の集計は行っていない。

この調査は、総務省統計局が行う事業所・企業統計調査に基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。

標本は、産業大分類別(製造業、卸売・小売業及びサービス業は一部中分類)及び規模別(事業所規模5～29人、30～99人、100～499人及び500人以上)に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽出される。なお、100～499人規模の事業所抽出率が1/1である産業については、500人以上規模と100～499人規模とを合わせて100人以上規模としている。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

なお、地方調査の調査事業所は、全国調査の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計した。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定した。

(1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めている。

(2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率(母集団労働者数÷前月末労働者数)を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

(3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めている。

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。指数は5年ごとに改訂しており、現在は平成12年を基準（平成12年＝100）としている。

なお、平成19年から基準年を改訂しており、平成17年＝100としている。

(1) 指数の算定方法

各月の指数の計算式は次のとおりである。

① 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{集計結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

② 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（金沢市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1月～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

(注) 実質賃金指数は名目賃金指数を金沢市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除いたものである。

なお、年次平均（平成14年、15年、16年）は、4市平均（金沢市・七尾市・小松市・輪島市）の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除いたものであり、17年からは金沢市の消費者物価指数を用いている。

(2) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

指数は西暦年の末尾に0又は5のつく年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした指数の改訂を行っている。

② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに標本事業所の抽出替えを行っている。この抽出替え時には、従来の標本事業所による集計結果と、新たに抽出された標本事業所による集計結果との間にギャップ（差異）が生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その集計結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、平成16年1月分調査で第一種事業所の抽出替えを行った際、ギャップを修正し、過去に遡って指数を改訂している。

なお、実数値については、ギャップ修正を行っていないので、時系列比較は指数により行うことが適切である。

毎月勤労統計調査における表章産業分類(日本標準産業大分類項目)の新旧対照

従来 (旧産業分類)	改定後 (新産業分類) 平成17年1月から改訂
D 鉱業	D 鉱業
E 建設業	E 建設業
F 製造業	F 製造業
G 電気・ガス・熱供給・水道業	G 電気・ガス・熱供給・水道業
H 運輸・通信業	H 情報通信業
I 卸売・小売業・飲食店	I 運輸業
J 金融・保険業	J 卸売・小売業
K 不動産業	K 金融・保険業
L サービス業	L 不動産業
	M 飲食店・宿泊業
	N 医療,福祉
	O 教育,学習支援業
	P 複合サービス事業
	Q サービス業(他に分類されないもの)

旧産業大分類から新産業大分類への移動例

F製造業の「新聞業」、「出版業」はH情報通信業へ移動

H運輸・通信業の「電気通信業」はH情報通信業へ移動

〃 「郵便局」はP複合サービス事業へ移動

〃 「旅行業」はQサービス業(他に分類されないもの)へ移動

J金融・保険業の「証券業類似業(宝くじ売りさばき業、ゴルフ会員権買取販売業)」はQサービス業(他に分類されないもの)へ移動

Lサービス業の「駐車場業」はL不動産業へ移動

〃 「旅館、その他の宿泊業」はM飲食店・宿泊業へ移動

〃 「医療業」「保健衛生」「社会保険」「社会福祉」はN医療,福祉へ移動

〃 「小学校」「中学校」「高等学校」「高等教育機関」「個人教授所」はO教育,学習支援業へ移動

〃 「協同組合(他に分類されないもの)」はP複合サービス業へ移動

- (1) 毎月勤労統計調査では、平成17年1月調査分から、改訂後の日本標準産業分類(新産業分類)に基づき集計している。
これに伴い、平成16年1月からの調査結果についても改訂後の日本標準産業分類で再集計を行った。
したがって、平成16年12月までに公表した数値とは、実数比較はできない。
なお、平成15年12月調査以前の調査結果と比較するには、注意を要する。
- (2) 前年増減率については、抽出替えによるギャップ修正済指数又は実数を用いて計算しているので、実数比較に相違する場合がある。
- (3) 調査産業計及び製造業の指数については、新旧産業分類の集計結果のずれをなくすように、接続を図っている。
- (4) 統計表中の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。
- (5) 統計表に用いる符号
「0」、「0.0」………単位未満
「-」………該当数値なし
「…」………不詳または比較数値なし
「×」………調査事業所が少ないため、掲載しない
「△」………負数または減少
- (6) 旧産業との接続の可否については次表のとおりです。

表章産業接続表

新産業		旧産業との
分類番号	名 称	接続の可否
TL	調査産業計	△
E	建設業	◎
F	製造業	△
G	電気・ガス・熱供給・水道業	◎
H	情報通信業	×
I	運輸業	×
J	卸売・小売業	×
K	金融・保険業	×
L	不動産業	×
M	飲食店、宿泊業	×
N	医療、福祉	×
O	教育、学習支援	×
P	複合サービス事業	×
Q	サービス業(他に分類されないもの)	×
F09,10	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	×
F11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	◎
F12	衣服・その他の繊維製品製造業	◎
F13	木材・木製品製造業(家具を除く)	◎
F14	家具・装飾品製造業	◎
F15	パルプ・紙・紙加工品製造業	◎
F16	印刷・同関連業	×
F17	化学工業	◎
F19	プラスチック製品製造業	◎
F22	窯業・土石製品製造業	◎
F23	鉄鋼業	◎
F24	非鉄金属製造業	◎
F25	金属製品製造業	◎
F26	一般機械器具製造業	×
F27	電気機械器具製造業	×
F28	情報通信機械器具製造業	×
F29	電子部品・デバイス製造業	×
F30	輸送用機械器具製造業	◎
F31	精密機械器具製造業	◎
F32	その他の製造業	×
FS-1	F一括分(製造業のうち、上記産業中表章されない産業の計)	×
J-1	卸売業	×
J-2	小売業	×
Q80	専門サービス業(他に分類されないもの)	×
Q81	学術・開発研究機関	◎
Q84	娯楽業	×
Q86,87	自動車整備業、機械等修理業	×
QS-1	Q一括分(サービス業(Q)のうち、上記産業以外の産業の計)	×

区分	平成11年12月分 以前	平成12年1月分～ 平成12年12月分	平成13年1月分～ 平成16年12月分	平成17年1月分 以降
11		12	12	12
		12	12	12
× 11		12	12	12

- * 「パートタイム労働者比率」「入職率」「離職率」は再集計結果をもとに算出していますので実数をもとに計算した値と必ずしも一致しません。
- * 指数を作成する際には、平成14年1月分及び平成16年1月分に行った事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正しています。

19

314, 597 1. 5
152. 4 0. 4

142. 9 0. 3 9. 5

3. 9 414, 781 2. 1

19 314, 597
1. 5 30 353, 817 0. 3
257, 182

0. 5 30 286, 354 0. 5
57, 415 4. 3 30

67, 463 2. 1 1
0. 3

1. 3

	()		()						()
	313, 017	314, 597	1. 5	257, 960	257, 182	0. 5	55, 057	57, 415	4. 3
	331, 969	350, 937	6. 1	295, 598	297, 169	0. 9	36, 371	53, 768	47. 8
	326, 398	314, 797	2. 1	266, 450	261, 308	0. 6	59, 948	53, 489	10. 8
	579, 921	612, 646	2. 0	439, 413	469, 947	3. 4	140, 508	142, 699	1. 6
	375, 314	451, 815	3. 1	296, 128	351, 644	4. 1	79, 186	100, 171	26. 5
	346, 839	304, 478	11. 4	295, 264	276, 618	5. 8	51, 575	27, 860	46. 0
	250, 121	268, 786	12. 9	213, 775	216, 616	6. 6	36, 346	52, 170	43. 5
	431, 422	443, 794	2. 9	334, 095	342, 211	2. 1	97, 327	101, 583	4. 4
	296, 401	340, 406	27. 5	225, 039	258, 926	26. 4	71, 362	81, 480	14. 2
,	147, 552	163, 517	16. 2	136, 212	147, 716	13. 7	11, 340	15, 801	39. 3
,	352, 001	359, 733	1. 4	279, 864	288, 796	2. 4	72, 137	70, 937	1. 7
,	487, 174	396, 030	14. 5	366, 309	302, 413	13. 0	120, 865	93, 617	22. 5
	345, 807	387, 681	5. 1	267, 485	294, 683	3. 3	78, 322	92, 998	18. 7
	290, 519	297, 804	1. 8	243, 304	243, 713	0. 4	47, 215	54, 091	14. 6

